

2023年度公務労協情報 No.37

2023年10月20日

公務公共サービス労働組合協議会
公務員労働組合連絡会

政府が公務員給与改定取扱い方針等を閣議決定－10/20 －公務員連絡会は国会対策の強化をはかっていく－

政府は、20日、第2回給与関係閣僚会議を開き、本年の人事院勧告を勧告どおり実施する方針を決定し、その後の閣議で「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（資料1）を決定するとともに、給与法改正法案と併せ勤務時間法改正法案を今臨時国会に提出することとした。

今後は、国会段階の法案を巡る取組に移ることとなることから、公務員連絡会は国会対策を強化していく。

なお、閣議決定に関する官房長官談話は資料2のとおり。

(資料 1 一人勸取扱いの閣議決定内容)

公務員の給与改定に関する取扱いについて

【令和 5 年10月20日 閣議決定】

- 1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与については、去る 8 月 7 日の人事院勧告どおり改定を行うものとする。
- 2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成 6 年 法律第33号）の適用を受ける国家公務員の勤務時間については、去る 8 月 7 日の人事院勧告どおり、令和 7 年度から、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週 1 日を限度に勤務時間を割り振らない日を設ける措置の対象となる職員の範囲を拡大するものとする。
- 3 特別職の国家公務員の給与については、おおむね 1 の趣旨に沿って取り扱うものとする。
- 4 1、2 及び 3 の措置に併せ、次に掲げる各般の措置を講ずるものとする。
 - (1) 国の行政機関の機構及び定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年 7 月25日閣 議決定）に沿って、厳格に管理を行う。
 - (2) 独立行政法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与改定に当たっては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、適切に対応する。また、特殊法人等の役職員の給与改定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準となるよう、必要な指導を行うなど適切に対応する。
- 5 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の趣旨に沿って適切に対応するとともに、厳しい財政状況及び各地方公共団体 の給与事情等を十分検討の上、給与制度又はその運用が不適正であること等により地域における国家公務員又は民間の給 与水準を上回っている地方公共団体にあっては、その適正化を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。また、地方公共団体の適正な定員管理及び人件費の抑制に支障を来すような国の施策を厳に抑制するとともに、地方公共団体に対し、行政の合理化、能率化を図り、適正な定員管理の推進に取り組むよう要請するものとする。

内閣官房長官談話

【令和5年10月20日】

- 一 政府は、本日の閣議において、一般職国家公務員の給与改定及びフレックスタイム制の更なる柔軟化について人事院勧告どおり実施することなどを内容とする本年度の公務員の給与改定等の方針を決定しました。
- 二 本年の勧告は、調査時点の民間の給与実態を反映し、昨年につき俸給及びボーナスを引き上げるほか、働き方の多様化に対応した給与制度の整備として在宅勤務等手当の新設等を行う内容であります。
- 三 政府は、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度を尊重し、国の財政状況、経済社会情勢など国政全般との関連を考慮しつつ、国民の理解を得られる適正な結論を出すべく検討を行った結果、本日、勧告どおり実施することを決定したところであります。
- 四 地方公務員の給与改定については、各地方公共団体において、地方公務員法の趣旨に沿って適切に対応するよう要請することとしております。
- 五 公務員諸君には、一人一人が国民全体の奉仕者としての自覚を持ち、引き続き持てる力を最大限に発揮して職務に精励することを期待します。